

生駒市条例第38号

生駒山麓公園ふれあいセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月28日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒山麓公園ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

生駒山麓公園ふれあいセンター条例（平成3年10月生駒市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 障がい者の自立と社会参加の促進に関すること。

第2条の5第1号中「次条」を「第3条」に改める。

第2条の6中「第3条」を「次条」に改める。

別表の2の表を次のように改める。

2 附属設備使用料

市長の定める額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

2 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税

法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成25年12月生駒市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第26条の改正規定中「改め、別表の2の表中「3,090円」を「3,140円」に、「1,030円」を「1,050円」に、「510円」を「520円」に」を削る。